

拝啓

春寒次第に緩む頃、貴社いよいよご隆盛のこととお慶び申し上げます。毎度格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

ところでご報告がございます。この度、私、井澤幹は特定侵害訴訟代理資格試験に合格し、弁理士の資格の上に特定侵害訴訟代理権が付記されました。特定侵害訴訟代理権とは文字通り「特定侵害訴訟」つまり知的財産権に係る侵害訴訟の代理をすることができる資格であります。この資格試験は、弁理士資格を有する者が半年以上の研修を受講後、一日がかりの論文筆記試験を内容とした国家資格試験であり、昨年（平成15年）に創設されたものであります。弊所は訴訟事件に関連する仕事も多い為、所長である井澤洵に代わり弊所を代表して私が研修を受け試験に挑みました。予想以上に難問でしたが、無事合格でき胸を撫で下ろしております。

市場の独占販売禁止が法律付けられている中、唯一市場を独占できる知的財産権の重要性が益々叫ばれております。貴社ご提案の「オンリーワン」技術・商標を、貴社の特許部でもある弊所が誠意をもって守っていく所存でございますので、これからも末永く井澤国際特許事務所を宜しくお願い申し上げます。（H16.4）

敬具

井澤国際特許事務所 <http://www.izawapat.com>

特定侵害訴訟代理権付弁理士 井澤 幹

〒107-0052 港区赤坂2-21-16 プリヴェール赤坂703

TEL 03-3585-2228 FAX 03-3585-5153